

キラリエマルシェ～いいものマルシェ～ 出店者大募集！

○お客様の心をつかみ、新規顧客を獲得しませんか？

当所では、売上拡大や販路開拓を目指す事業者を支援するため、キラリエマルシェを実施しています。

今回のテーマは、「いいものマルシェ」です。多くの事業所が一堂に会して出店することにより、各ブースに回遊性が生まれることから、潜在顧客との出会いに期待できます。

本マルシェの開催にあたっては、開催チラシを草津市内に全戸配布を行いますので、皆様が提供されている商品やサービス等を広く周知することができ、当日だけでなく、お店の認知度向上による来客数の増加にも繋がります。

出店当日は、マーケティングの機会としていただくこともできますので、是非ともご出店ください。

○開催内容

開催日時：令和4年11月25日（金）～26日（土）10:00～16:00

開催場所：キラリエ草津（草津商工会議所）1階 プロムナードもしくは多目的室1・2

出店料：3,000円

申込締切：令和4年9月20日（火）

○募集数

原則、先着16事業所

※業種は問いません



出店当日は、当所の創立50周年記念事業として「市内企業展」を開催しておりますので、多くの方々のご来場が見込めますよ。

○その他

・調理を伴う出店は不可。

・テイクアウトのみで飲食スペースは設けておりません。

・その他、出店に関する注意事項は、草津商工会議所のHPおよびFacebookに掲載していますので、必ず事前に全てご確認の上、お申込みください。

・ご不明点は以下の営業日時内にお問い合わせください。（メール・FAXは常時受信可能です）

○申込方法

・「出店申込書」「誓約書」「許認可の写し(必要な業種のみ)」を下記宛先までFAX・メールのいずれかにてご提出ください。

※申込にあたっては、当所のHPおよびFacebookに掲載の出店募集要項を必ず読んでください。

※提供商品やサービス等の写真については、メールにてご提出ください。

【お申込・お問い合わせ先】

草津商工会議所 中小企業相談所 担当：鉤（ magari ）

〒525-0032 草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津3階

TEL:077-564-5201 FAX:077-569-5692

<https://www.kstcci.or.jp> MAIL: magari@kstcci.or.jp

営業日時：土日祝を除く平日 8:30～17:00

出店希望の方は下記の申込書と誓約書、許認可の写しを
FAXまたはメールにてご提出ください。
(※提供商品やサービス等の写真については、メールにてご提出ください。)

草津商工会議所 行
FAX：077-569-5692 E-mail：magari@kstcci.or.jp

キラリエマルシェ～いいものマルシェ～ 出店申込書

記入日： 月 日

申込締切日：令和4年9月20日(火)

※先着順で16店の募集のため、募集数に達した場合、
期日前であっても申込受付を終了させていただきます。

ふりがな	
事業所名	
ふりがな	
代表者名	
ふりがな	
現場責任者 氏名	
所在地	
代表電話番号	
携帯電話番号	
E-mail	
<ul style="list-style-type: none">・提供する商品やサービス・広報物に記載する商品・サービス等のキャッチコピー・価格・HPのURL・持込希望備品（サイズも記載してください） <p>(内容を具体的にご記入ください)</p>	

※提供サービス等の写真をメールにてご提出ください。なお、申込時点で写真を提出できない方は令和4年9月20日(火)までに必ずご提出ください。

誓 約 書

私（弊社）は、キラリエマルシェ～いいものマルシェ～の出店申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 出店募集要項をすべて確認しています。
- 2 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 3 2の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

令和4年 月 日

草津商工会議所 御中

住 所

会社名または屋号

(ふりがな)

代表者氏名



草津商工会議所 キラリエマルシェ～いいものマルシェ～ 出店募集要項

1. 目的

草津商工会議所では、売上拡大や販路開拓を目指す事業者を支援するため、キラリエ草津を会場とし、キラリエマルシェを実施しています。

本マルシェの開催チラシを草津市内に全戸配布等を行いますので、皆様が提供されている商品やサービス等を広く周知することができます。併せて、キラリエ草津の利用者にも知ってもらうことで、当日だけでなく、お店の認知度向上による来客数の増加にも繋がりますので、是非ご出店ください。

2. 開催日時及び搬入搬出時間

- (1)開催日：令和4年11月25日（金）～26日（土）
- (2)搬入時間：9時から開始
- (3)開催時間：10時から16時まで
- (4)搬出時間：17時までに終了

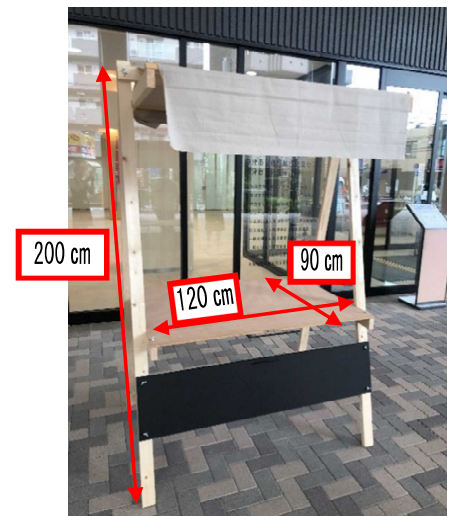
3. 開催場所・備品

- (1)開催場所：キラリエ草津（草津商工会議所）1階
プロムナードもしくは多目的室1・2
（出店配置は当日に草津商工会議所が指定します。）

- (2)備品：当所にて用意した販売台をご使用いただきますが、傷・汚れ等防止のため、販売台を覆う布やテーブルクロス（長さ：90cm×120cm程度、生地・色：指定なし）を必ずご用意ください。水分が販売台に付着する場合、販売台が濡れないように販売台と布との間にビニールシート等を敷いてください。

当所が必要であると判断した場合、隣接ブース間にパーテーションを設置します。

店舗の案内ボード、値札、POP類、その他販売に必要な物品については、各自でご準備ください。施術等で別途備品が必要な場合、予めお申し出の上、各自ご準備ください。



販売台イメージ

4. 出店者

中小・小規模事業者

※許認可が必要な事業者は、草津市内での営業が可能となる各種法規に基づく必要な手続きを行っていること（例：営業許可証、美容師免許等）。各種届出等の手続きは、出店者の責任と負担で行ってください。

5. 出店店舗数

原則、先着16事業者

6. 出店料

- (1)出店料として3,000円を草津商工会議所へ申込締切後に納入いただきます。
- (2)申込締切後の出店取止めについて、どのような事情があっても出店料は返金いたしません。

7. 搬入・搬出

- (1) 搬入・搬出は出店者ご自身で行っていただきます。
お車での搬入出は、JR草津駅側より進入し、本マルシェ会場に横付けしてください。
駐車場は、草津商工会議所の旧会館「草津合同ビル」(草津市大路2丁目11-51)をご利用ください。
- (2) 搬入は各日とも当日9時から可能です。販売時間までに陳列等を完了させてください。
- (3) 搬出は各日とも当日17時までに終了してください。
- (4) 宅配便など郵送での搬入、搬出はお受けすることができません。
- (5) 売れ残った販売品、ゴミなどは必ず持ち帰ってください。
- (6) 2日間の連続開催となりますが、原則、出品物や備品はお預かりすることができません。
必ず1日目の終了とともに各自でお持ち帰りください。

8. PR

草津商工会議所は下記のとおり、当事業の宣伝を行います。

- (1) 開催チラシを全戸配布(11月22日(火)~25日(金)予定)
- (2) 草津商工会議所ホームページ、草津商工会議所Facebookに掲載
- (3) 草津商工会議所会報誌「商工くさつ11月号」に折込

出店者の皆様もホームページやSNSにて宣伝を行ってください。

9. 注意事項

- (1) 許可・認が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (2) 出品物の関連法規等を遵守している商品以外の販売は認めません。
- (3) ブースでの商品やサービスの提供は、出店者が自ら行うものとします。
- (4) 施術等で出店スペースが別途必要な場合は、予めお申し出ください。ただし、出店スペースには限りがあります。
- (5) 電源の使用は可能ですが、電気使用量に限りがあります。使用する備品や電気使用量については予めお申し出ください。
- (6) 火気・発電機の使用は禁止します。
- (7) 決済方法について、現金決済以外にキャッシュレス決済など他の決済方法を併せて利用いただいても構いませんが、必要機材は出店者ご自身でご用意ください。
- (8) 待機客の列が生じた際には、ソーシャルディスタンスを確保したうえ、他の出店者の障害にならないよう待機客を誘導してください。
- (9) 売れ残りに対する売上の補償はいたしません。

10. 飲食物を取り扱う場合の注意事項

- (1) 飲食物の販売において、出店者は草津市内での営業が可能となる食品衛生法等に関する関係法令等の定め及び業種別ガイドラインを遵守してください。
- (2) 販売品の製造において、出店者は、営業許可等を受けた施設において製造し、食品表示法により義務付けられている適正な表示をしてください。
- (3) 販売を予定している商品が販売可能か、**草津保健所(Tel: 077-562-3526)**にご確認ください。
- (4) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、製造者表示及び賞味期限を記載してください。
- (5) 食中毒が発生しないよう適切な温度管理を実施してください。
販売品による第三者への食中毒等による損害については、草津商工会議所は、一切の責任を負わないものとします。
- (6) 出店者が販売することができるものであり、出店者が自ら調理した飲食料品のみとします。

- (7) 常温での販売になりますので、加熱・加工調理されていない肉や刺身などナマモノの販売はできません。
- (8) 現場での調理は禁止させていただきます。
- (9) 飲食スペースはございません。

1 1. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 当日の出店の際、ブース内ではマスクやフェイスシールド等の着用を必須といたします。
- (2) 当日受付時に従事者全員の検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱があった場合には出店いただくことができません。
- (3) 従事者の手指等のこまめな消毒など、感染拡大防止対策に努めてください。

1 2. 損害の賠償

販売品及び資材、当所備品などに生じた盗難、紛失、破損や出店者がブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については、直ちに草津商工会議所にその状況を報告し、出店者の責任において処理解決してください。

草津商工会議所は、一切の責任を負わないものとします。

なお、過失による事故に備え、損害賠償保険への加入を推奨します。

1 3. 開催の中止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、荒天、事故、災害、その他やむを得ない理由により、開催を中止する場合があります。その際、出店者に生じた損害について草津商工会議所はその責任を負わないものとします。

開催の中止については、草津商工会議所 Facebook ([草津商工会議所 | Facebook](#)) にて発表します。



1 4. 留意事項

マルシェ終了後に草津商工会議所へ売上報告をしてください。

1 5. 参加申込

別紙申込書および誓約書に必要事項をご記入の上、提供サービス等の写真、許認可の写しを添付して郵送・FAX・メールのいずれかで下記のお申込先にご提出ください。

申込締切：令和4年9月20日（火）

※郵送の場合は必着。

※写真を申込時点で提出できない方は令和4年9月20日（火）までにご提出ください。

※提供商品やサービス等の写真については、メールにてご提出ください。

1 6. お申込・お問合せ先

〒525-0032

草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津3階

草津商工会議所 中小企業相談所 担当：鉤（まがり）

TEL：077-564-5201 FAX：077-569-5692

メール：magari@kstcci.or.jp